

平成23年教育委員会第4回臨時会会議録

開会日時 平成23年3月31日 午前11時00分

閉会日時 同 上 午前11時50分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 佐藤 昭
同職務代理 面田 博子
委員 松本 實
委員 遠藤 勝男
委員 秋本 則子
教育長 山崎 喜久雄

議場出席委員

・教育次長	内山 利之	・教育振興担当部長	吉田 義仁
・庶務課長	駒井 正美	・教育計画推進担当課長	木佐森 茂
・施設課長	齋藤 登	・学務課長	土肥 直人
・指導室長	平沢 安正	・統括指導主事	江田 真朗
・地域教育課長	今關総一郎	・生涯学習課長	宮地 智弘
・生涯スポーツ課長	柴田 賢司	・中央図書館長	梅田 義郎

書 記

・企画係長 平井 大介

開会宣言 委員長 佐藤 昭 午前11時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 佐藤 昭 委員 面田 博子 委員 山崎 喜久雄

以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。

○全員 おはようございます。

○委員長 ただいまより、平成23年教育委員会第4回臨時会を開会いたします。

初めに、本日の会議録の署名は、私を含めて、面田委員と山崎教育長にお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議案等に入ります。

議案第15号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、議案第15号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

まず、提案理由でございます。学校用務員の報酬の額を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

まず、報酬額の変更でございます。現在、学校用務員の報酬額は10万5,700円でございますけれども、これを10万8,100円に改めます。それに5つの非常勤を追加いたします。まず、主任学校事務員でございます。報酬額は、月額12万8,900円でございます。次に、学習サポーターでございます。報酬額は時間額980円でございます。次に、小学校スクールカウンセラーでございます。報酬額は日額1万6,000円でございます。次に、巡回型スクールカウンセラーでございます。報酬額は日額2万円でございます。最後に、スクールソーシャルワーカーでございます。報酬額は日額1万6,000円でございます。今回追加をします5つの非常勤につきましては、別表第2に規定をいたします。したがって、交通費についても支給をしております。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの庶務課長の説明に何か質問等ございますでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 質問がないようですので、お諮りいたします。

第15号議案に異議のある方はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第15号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」は可決確定といたします。

続きまして、16号議案から30号議案までは関連のある議案ですので一括上程をしたいと思います。

それでは、議案第16号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、

第17号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、第18号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、第19号「義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」、第20号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、第21号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、第22号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、第23号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、第24号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」、第25号「葛飾区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、第26号「葛飾区幼稚園教育職員の人事考課に関する規程の一部改正について」、第27号「葛飾区教育委員会幼稚園教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正について」、第28号「幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正について」、第29号「幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正について」、第30号「葛飾区立学校の事案決定手続等に関する規程の一部改正について」を上程いたします。

指導室長、説明をお願いいたします。一括説明でお願いいたします。

○指導室長 それでは、議案第16号から議案第30号まで一括で説明させていただきます。

まず、議案第16号から議案第22号までは、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。議案第16号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は、条例の改正により、園長に対する8,000円の加算が廃止されたことに伴い、規則第3条を削除するほか、所要の改正を行うものでございます。

議案第17号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第18号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、職務段階別加算対象職員の区分を改正するほか、所要の改正を行うものでございます。

議案第19号「義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、国庫負担金の縮減を踏まえ、義務教育等教員特別手当の額を改正するものでございます。

議案第20号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、副園長の設置に伴い、別表を改正いたします。

議案第21号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、副園長の設置に伴い、額を改正いたします。

議案第22号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、幼稚園教育職員の職の見直しに伴い、級別標準職務表等を改正するものでございます。

次に、議案第23号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について説明させていただきます。この改正は、ボランティア休暇等の付与期間を暦年から会計年度に改めるほか、所要の改正を行うものでございます。

続いて、24号から30号まで一括説明させていただきます。

議案第24号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」、議案第25号「葛飾区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、議案第26号「葛飾区幼稚園教育職員の人事考課に関する規程の一部改正について」、議案第27号「葛飾区教育委員会幼稚園教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正について」、議案第28号「幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正について」、議案第29号「幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正について」、議案第30号「葛飾区立学校の事案決定手続等に関する規程の一部改正について」、これらにつきましては、幼稚園教育職員の職の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。職員の定義が、「教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師」から「副園長、教諭及び養護教諭」に改正されたことにより、規則中の「教頭及び教諭」を「副園長、教諭及び養護教諭」に改めるほか、読み替えの準用規程を改正するなど、所要の改正を行うものでございます。また、議案第25号「葛飾区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、前に申し述べたほか、保田しおさい学校に学校評議員を置くことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの一括説明に対して、質疑のほうも一括で承りたいと思います。何かご質問等ございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○委員長 それでは、一つずついきたいと思います。

第16号に対して異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、第16号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は可決確定といたします。

続きまして、議案第17号にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、第17号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」は可決確定といたします。

続きまして、第18号議案に異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、第18号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」は、原案どおり可決確定といたします。

続きまして、議案第19号についてご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第19号「義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」は可決確定といたします。

続きまして、第20号についてご異議ありますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第20号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」は可決確定といたします。

続きまして、第21号に対してご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認めまして、議案第21号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」は可決確定といたします。

続きまして、議案第22号に対してご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、第22号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」は可決確定といたします。

続きまして、第23号議案についてご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、第23号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は可決確定といたします。

続きまして、第24号議案にご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」は可決確定といたします。

続きまして、第25号議案にご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認めまして、議案第25号「葛飾区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」は可決確定といたします。

続きまして、26号議案にご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、第26号「葛飾区幼稚園教育職員の人事考課に関する規程の一部改正について」は可決確定といたします。

続きまして、第27号議案にご異議のある方ございますか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認めまして、議案第27号「葛飾区教育委員会幼稚園教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正について」は可決確定といたします。

続きまして、第28号に対してご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第28号「幼稚園教育職員の勤務手当支給規程の一部改正について」は可決確定といたします。

続きまして、第29号議案に対してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、第29号「幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正について」は可決確定といたします。

続きまして、議案第30号についてご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第30号「葛飾区立学校の事案決定手続等に関する規程の一部改正について」は可決確定といたします。

それでは、続きまして、議案第31号「葛飾区郷土と天文の博物館条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

生涯学習課長、お願いいたします。

○生涯学習課長 議案第31号「葛飾区郷土と天文の博物館条例施行規則の一部を改正する規則」をご説明させていただきます。

お手元の資料をごらんください。年間パスポートを発行するために、葛飾区郷土と天文の博物館条例を改正いたしました。これに伴い、施行規則の第2条に「パスポートの交付を受けた者は入館や観覧の際パスポートを提示しなければならない」を加えるなど、所要の規則の改正を行うものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対して何か質問等ございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○委員長 それでは、お諮りいたします。

第31号議案にご異議ある方いらっしゃいますか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第31号「葛飾区郷土と天文の博物館条例施行規則の一部を改正する規則」は可決確定といたします。

続きまして、議案第32号「教育委員会事務局職員の人事異動について」を上程いたします。

庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 議案第32号「教育委員会事務局職員の人事異動について」、ご説明申し上げます。
提案理由でございます。教育委員会事務局職員の人事異動を行う必要があるので、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきたいというふうに思います。今回の発令内容でございます。

まず、部長級でございます。教育委員会事務局教育振興担当部長・坂田祐次、総務部参事からの横転でございます。教育委員会事務局参事・今關総一郎、教育委員会事務局地域振興課長（統括課長）からの昇任でございます。

次に、統括課長級でございます。教育委員会事務局地域教育課長（統括課長）につきましては、教育委員会事務局参事・今關総一郎が事務を取り扱います。

課長級でございます。教育委員会事務局教育計画推進担当課長・小曾根豊でございます。福祉部西生活課係長からの昇格でございます。教育委員会事務局副参事・濱田茂男でございます。教育委員会事務局生涯スポーツ課係長からの昇格でございます。なお、濱田茂男につきましては、平成23年4月1日付で教育委員会事務局生涯スポーツ課フィットネスパーク推進担当係長事務取扱を命じます。

裏面でございます。

転出者でございます。木佐森教育計画推進担当課長につきましては、地域振興部戸籍住民課長（統括課長）として転出いたします。昇格でございます。それから、吉田教育委員会事務局教育振興担当部長につきましては、本日付で退職でございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に何かご意見ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長 それでは、お諮りいたします。

議案第32号についてご異議ありますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 異議なしと認め、議案第32号「教育委員会事務局職員の人事異動について」は可決確定とさせていただきます。

続きまして、報告事項等に入ります。

1「平成23年度葛飾区各会計予算の審査について」のご説明をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、「平成23年度葛飾区各会計予算の審査について」、ご説明申し上げます。これにつきましては、教育費のみの部分について、各会派から出された意見についてご報告申し上げます。審査日は平成23年3月9日水曜日でございます。

1枚おめくりいただきたいというふうに思います。各会派の意見でございます。

葛飾区議会公明党でございます。教育費では、とくにスクールカウンセラーを全中学校に1人ずつ配置したことを評価します。また、各事業内容にユニバーサルデザインの視点で、さまざまなサービスが盛り込まれ拡充できたことも評価します。そのうえで以下の点について要望します。武道場の建設にあたっては、安全対策について十分に検討し、設計に盛り込むことを望みます。校務システム導入の、主な目的である子どもに向き合う時間の確保を実効性のあるものにするを求めます。今後の校舎の改築については、財源の確保とともに時代の要請にしっかりと応えた基本計画にすることを要望します。また、コストをかけなくてもできるサービスも、今後できる限り工夫して行うよう要望します。新宿図書センターの空き室の使用については、地元の住民の方たちの意見も聞きながら決定して下さい。太陽光発電の設置については、子ども達の環境教育のためにも学校施設への設置をさらに進めることを要望します。

次に、自由民主党議員団でございます。教育費については、学校教育総合システムを23年度の校務システムに本格運用し、来年度以降には授業にICTを活用してわかる授業に繋がられるような取組みを要望します。主幹教諭については、適切な人事配置と運用を行い、しっかりとした学校の組織体制の構築を希望します。校舎等の建替えにあたり未来を見据えた学校づくり検討委員会の報告を熟慮して基本計画を立てるとともに校舎のグレードに新旧差が生じないよう、また、ライフサイクルコストの検討も含めた計画を要望します。確かな学力の定着度調査では、問題用紙の返却を含め、子どもが復習し問題点を把握できる形態を要望します。学校給食運営経費では、各学校での食育の取組みを紹介するなど、教育委員会としてより積極的な食育のPRを希望します。中青戸小学校の改築では運動場の確保や工事の騒音など、多くの課題もあるが、新しい教育環境に対応した、より良い中青戸小学校を造っていただきたい。

次に、葛飾区民会議でございます。小中一貫校については、単に隣り合わせの学校を小中一貫校にするのではなく、高砂小・中学校以降に関しては、地域性や現在の学校環境（統廃合の検討など）も考慮し、離れている学校同士も一貫校とする見直しが必要である。多額の税金を使って開設準備した新小岩学園は、残念ながら、松上小学校、新小岩中学校とも定員割れとなった。来年度以降は生徒・保護者の皆さまから期待され、抽選が行われるような新小岩学園になってほしい。確かな学力の定着度調査については、委託業者に学力調査の難易度を調整し、「おおむね満足できる」と判断できる状況にするなど、調査結果を意図的に操作するような要項は見直しを強く要望する。小・中学生の体力については、全国最低県以下の水準になっている。この状況を踏まえて早期に改善策を立て、その実行を強く希望する。図書館は、住基カードにまず図書カードの機能を付与することで、コンビニ交付の普及に努められたい。

次のページでございます。

日本共産党葛飾区議会議員団でございます。3行目からでございます。地域と子どもたちの

関係を希薄にし、PTAからも廃止・見直しの要望がだされた学校選択制は再検討が必要である。小中一貫校は全体のカリキュラムの構築を急ぐべきで、隣合わせの学校を一緒にしても進まないことは明白である。23区最悪の就学援助認定基準は改善すること。学校給食費の無償化を求める。小・中学校のトイレ改修は実施計画どおり行うこと。小菅・南綾瀬・堀切地域と東金町地域の図書館不便地域を解消すること。

続きまして、民主党葛飾でございます。教育総務費は、学習支援講師等の外部人材の活用を評価する。一層の活用のため、研修体制の整備等を求める。理科支援指導員は、東京理科大学の学生の活用を望む。教育情報化推進経費は多大なコストがかかるが、それ以上の効果を上げるよう活用を求める。教材のみでなく教師のメンタルヘルス対策等の充実も望む。特色ある学校づくり推進経費は、各学校の予算設定額にばらつきが見られるが、校長の裁量権の拡大を含め、学校間の公平性が保たれた上で、さらなる拡充を図るよう望む。生活スキルアップ指導補助員経費は、ニーズに合わせて適正な対応ができるよう、一層の人員確保と予算措置を望む。中学校費の特別支援学級教室改修等工事費は、車いすの児童・生徒や高齢の地域利用者に対しての配慮を行い、エレベーター設置等、一層のバリアフリー対策を求む。

次に、無所属でございます。学校運営経費の予算執行に当たっては、東金町中学校のプール流水事件で500万円の無駄な出費、細田小学校での大量の漏水が発覚するなど水道管理がずさんなところが多く、マニュアルを作成するなどしてきちんと管理するよう学校側の指導を徹底してほしい。特にプールの水道料金だけで小規模校1年分利用している事例も見られるため、水質管理方法を東京都などの事例を参考に改めるべきである。また、学校の規模等を考慮して使用料の目安を示すなどして節水に努めるべきである。また、制服を導入する小学校については、就学援助等での配慮を求める。学校指定物品や修学旅行、卒業アルバムなど私費会計の部分についても業者の競争性を確保して、少しでも購入価格を下げる努力を行い、保護者の経費負担の軽減を図りたい。社会教育費については、これまで要請してきた中央図書館の年末年始の開館が実現したことは高く評価したい。今後も住民の視点に立った行政を望む。

また、無所属でございます。教育費についてはおおむね評価する。まず、本区で初めての小中一貫教育校として、新小岩学園がいよいよ本年4月に開校されることになった。これは、教育委員会を始めとして多くの方々のご努力のたまものであると思う。よって、新たに出発する新小岩学園は、本区の教育の向上に貢献する重要な学舎になることを期待している。次に、特別支援教育の取り組みについて、大いに期待するとともに高く評価する。中でも障害によって教室の改修工事をすることや、知識・経験が豊かな教師を派遣することなどによって、より一層充実した本区の特別支援教育を願っているものである。併せて車いす障害者等にもより優しいバリアフリー化を積極的に取り組むべきである。本区の小中学校の現場をきめ細かく調査し、だれでも安心して学べる教育環境を望んでやまない。最後に、通学区域の変更及び校舎の増築

は、評価する。子どもたちがよりよい環境の中で学ぶことが重要である。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に何か質問等がございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○委員長 それでは、1番は了承とさせていただきます。

続きまして、報告事項等2「平成23年度葛飾区立幼稚園・小・中学校の管理職の異動について」の説明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、報告事項等2「平成23年度葛飾区立幼稚園・小・中学校の管理職の異動について」、ご報告をいたします。きょうお配りいたしました資料をごらんいただければと思います。

あす付の管理職の異動でございますけれども、幼稚園の管理職の異動はございません。小学校の校長が8校異動になります。区内からの昇任が2名、区外から1名、足立の指導室長をお迎えします。区内のいわゆる横転が2名、それから再任用3名となっています。

次に、小学校副校長でございますが、14名異動になります。区内昇任が3名、外部からの昇任が3名、区内の異動が4名、他区からの異動が3名、再任用が1名となっています。

参考といたしまして、転出者のご報告をいたします。校長先生がお1人、副校長先生から昇任でお2人、副校長としてお1人、主幹から副校長への昇任として4名、指導主事が1名、副校長として転出をいたします。

2枚目をごらんください。中学校でございます。中学校の校長先生の異動は9校でございます。内部からの昇任が1名、外部からの昇任が2名、外部からの異動が2名、再任用が4名でございます。副校長でございます。全部で6名ですが、昇任はございません。内部からの異動が3名ですが、1人は、双葉中で夜間から昼間へという異動になっています。それから、外からの異動が1名。それから、新宿小の金子副校長が双葉中の夜間ということで異校種の異動ということになります。

参考までに、転出についてご報告いたします。校長として異校種への異動がお1人、それから、小学校の校長として本田中の副校長先生が異校種昇任になります。あとは、主幹から3名昇任、それから、指導主事1名、副校長としていくということになります。

報告は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に何か質問等がございますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 一つ教えていただきたいことがあります。可能な限りで結構であります。

このたび新小岩中学校の校長先生になられた先生は、これまで小中一貫についてご経験ないしは研究に携わったことがあるかどうかということがおわかりでしたら、お願いいたします。

○委員長 指導室長。

○指導室長 特に小中一貫という中でのご経験はほとんどされていないというふうに思っていますけれども、葛飾区で長くご勤務し、副校長もされておられましたので、区内の状況等についてはよくご存じの先生でございます。

○遠藤委員 はい、結構です。

○委員長 ほかにございませんか。

(「はい」の声あり)

○委員長 なければ、2番は了承いたします。

続きまして、報告事項等3「平成23年度葛飾区青少年健全育成基本方針」のご報告をお願いいたします。

地域教育課長、お願いします。

○地域教育課長 それでは、報告事項等3「平成23年度葛飾区青少年健全育成基本方針」につきましてご報告いたします。

本基本方針でございますが、昨年度、平成22年度に全面改定を一たん行いました。今回23年度につきましては部分改定というようなことで、その部分についてのみご説明いたします。

まず、1ページの中ほどに「また」という行がございます。そこから4行が今回追加したものでございます。「また、昨年4月には『子ども・若者育成支援推進法』が施行され、子ども・若者をめぐる新たな課題に対する支援環境の整備が求められています。家庭・地域・学校・行政が相互に協力・連携し、青少年を守り育てる取組みが、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援にも貢献していくものと期待されております」。

続きまして、3ページをごらんください。上のほうに、2「家庭教育の充実」とございます。その部分の5行目でございます。5行目から5行追加いたしまして、内容について詳しく解説したものでございます。「しかし、近年の核家族化、少子化、家族形態や生活様式の変化、地域における人間関係の希薄化のなかで、子育て不安の増加や、家庭の教育力の低下が指摘されています。親の子育て不安を取り除き、よりよい子育て環境をつくり出していくために、保護者、学校、地域が協力し合い、地域ぐるみで子どもたちの教育を支えていく必要があります」ということで、背景について詳しく述べたものでございます。

その中ほどでございます。(1)に①とございます。その下に新たに②を追加いたしました。②『「かつしか家庭教育のすすめ」を作成配布し、PTA、学校と連携しながら家庭教育の充実にに向けた取組を進める」ということでございます。

次に、5ページをごらんください。上のほうに、(5)「いじめ、不登校への対応」とございます。そこの①の2行目に追加でございます。「ともに」以降でございます。「スクールソーシャルワーカーなどの外部専門家を配置し」ということで、23年度から新たな取組としてスクールソーシャルワーカーがございまして、それを追加したものでございます。

それから、6ページをごらんください。6ページの中ほどに、5「非行や犯罪防止の取り組みの推進」とございます。その部分の4行目でございます。「これを踏まえ『東京都青少年の健全な育成に関する条例』において、インターネット利用環境の整備、青少年への図書販売の制限、児童ポルノ根絶等に係る都の責務等についての規定を設けた改正を行いました」を追加いたしました。

そして、そこから1行飛びまして、「はいかい等の不良行為で歩道される少年は」とございます。その後ろに2行追加いたしました。「葛飾区では減少傾向にあるものの、東京都全体では平成21年度はやや増加に転じており」ということで、この不良行為等々につきましては葛飾区からは減少していますが、東京都全体的に見ますと増加しているというようなことで細かな記述をさせていただきました。

私からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して質問等はございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 私も青少年問題協議会に参加してきた経験から言います、去年ですか、教育振興ビジョンと生涯学習振興ビジョンに照らして新しくなってわかりやすくなったと思います。そして、ことし追加された点も適切に入っていてよいと思います。これをもって各関係団体、行政も一体となって本区の子どもたちが健全に育成されるよう希望します。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

遠藤委員。

○遠藤委員 一つお願いします。

5ページの「いじめ、不登校への対応」の中で「スクールソーシャルワーカー」ということが出てきましたが、この事業につきましては東京都で大変力を入れている事業ではないかと思えます。したがって、この葛飾区で配置するときには、東京都のそうした力を入れているものを活用するということの方が大事ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 スクールソーシャルワーカーの導入につきましては、不登校を初め、健全育成にかかわる中で、それまでのスクールカウンセラーの範疇を超える事案やケースがふえてきたということもあって、東京都も注目し、力を入れてきているというふうにとらえてございます。

まさに本区の課題もそこに一致しているというふうにとらえてございますので、都と連携をしながら、よりいい活用の仕方、来年度は1名の配置でございますけれども、十分に活用を図っていきたいというふうに思っております。

○委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

○委員長 なければ、3番は了承とさせていただきます。

ここで教育委員の方々、何かございますか。質問、ご意見、何でも結構でございます。

(発言する者なし)

○委員長 なければ、「その他」に入ります。

庶務課長、一括してお願いいたします。

(「室長からちょっと」の声あり)

○委員長 では、指導室長、お願いいたします。

○指導室長 「その他」といたしまして、来年度の小・中学校の宿泊を伴う移動教室について、今回の大震災、また、計画停電等を配慮してということで、地震についてご報告をさせていただきますと思います。本日、机上に実施予定表等をお配りさせていただきました。順に進めてまいりたいと思います。

まず、中学校1年生「宿泊ふれあい学習」でございます。これは、4月18日の小松中学校を皮切りに5月18日の青戸中まで全校が実施をいたします。大変早い時期の実施ということ、それから、表にございますように、市川少年自然の家、それから、大房岬少年自然の家、手賀の丘少年自然の家、水海道あすなろの里につきましても、被災者の受け入れということで、施設としては使用が大変困難であると。また、水郷小見川少年自然の家につきましては、この施設そのものが被災したということもございました。また、日光も被災の受け入れを行うというようなこともございまして、物理的に実施が不可能だというふうに判断をいたしまして、「宿泊ふれあい」の宿泊事業については中止をし、学校で実施できる代替策をということで今検討を進めています。日帰りのふれあい体験ですとか、校内での特別活動を中心としたコミュニケーションを深めるような活動ということで、今、各学校で取組を進め、準備を進めていただいているところでございます。

次が、小学校5年生の岩井臨海学校でございます。こちらについては、それぞれ民宿に泊まりますけれども、被災はありませんでした。ただ、既に1回あったそうですが、こちらでも計画停電の地区になってございますので、その計画停電になったときの対応ということで、今、検討を進めているところでございます。岩井から、あと二つご説明いたしますけれども、いずれにいたしましても、子どもたちが楽しみにしている、また、教育効果の高い移動教室ですので、

可能な限り実施をしていこうということで準備を進めているところでございます。

次が、日光林間学校でございます。こちらは、連休明けからスタートいたしますけれども、現在のところ実施の方向で考えています。こちらも計画停電の対象になってございます。今、そのときの食事ですとか、入浴ですとか、そういうところについて善後策を考えているという状況でございますが、基本的には実施させていただきたいと思っております。

次が、あだたら高原の移動教室でございます。こちらは5月10日から9月22日、いわゆる三季と言われる実施と、スキーを中心とした冬季の実施ということで計画をしてございます。現段階では実施をというふうに進めているところでございますけれども、福島原発から約50キロということもありまして、既にメールや電話等で保護者の方から「実施するのはどうなんだ」というようなお声もいただいているところもございまして。また、二本松市等の避難所としてというようなこともまだ未確定な部分もございまして、当面、1学期については延期させていただいて、日程を変更しながら何とか実施できる方向でということで今進めてございます。

最後のページになりますけれども、1学期の実施を2学期以降に動かした形で今検討を進めているところでございます。

また、修学旅行につきましては、震災、それから原発の影響等は今のところ考えなくていい状況でございますので、こちらについては予定どおり実施するというところで進めてございます。

ご報告は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。

ほかにはございませんか。

では、「その他」。庶務課長、一括してお願いします。

○庶務課長 それでは、「その他」でございますが、「資料配付」でございます。お手元に4月の行事予定表をお配りいたしました。今月の11日に大地震が発生したわけでございますけれども、4月の行事につきましては、安全対策や節電対策、それから区民の理解を十分得た上で教育委員会として実施してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

それから、「博物館だより」の第100号、「みんなの生涯学習」103号を配付してございますので、後ほどごらんおきいただきたいというふうに思います。

それから、2の「出席依頼」でございます。今回はございません。

3の次回の教育委員会でございます。4月8日金曜日午前10時からでございます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

面田委員。

○面田委員 一つよろしいですか。

先ほどの移動教室等にかかわることで、取組を2学期にずらしてやっていきたいとか、本当にご苦労の多いことで、ありがとうございます。私も今聞いておまして、もう実際に新学期が始まるわけで、計画停電は今までのところ葛飾にはなかったので予定どおりいろいろなことができたのですけれども、考えると、給食とか、校内で電気を使わなければならないようなこと等もいろいろあると思うのですが、そのあたりはどのように考えておられるのか。ちょっと心配です。

○委員長 学務課長。

○学務課長 現在の計画停電の見通しでございますけれども、一応、4月いっぱいということで、一たん終了する見込みであるというのが報道等で流れているところでございます。あと、問題になりますのは、夏季ですね。夏に冷房をかなり使用するというのもございまして、当然、計画停電をやらなければならないだろうと。1,000万キロワットぐらい足りないというような報道があったのですが、ということでございます。基本的には、この葛飾区内で停電があった場合は、午前中にございますと給食の提供というのが難しくなりますので、そうした場合は午前中で切り上げざるを得ないかなというふうに考えているところでございます。それ以外、時間にもよるのですけれども、例えば朝から10時ぐらいで2時間ぐらいあるとすれば、簡単な給食を出して午後やるというような選択もあろうかと思えます。そこは、時間帯別に検討して対応策を考えていくことになろうかと思っています。冷蔵庫がちょっと心配なのですけれども、基本的には当日納品で対応しているところでございますので、もしそうしたものがあれば冷蔵庫、冷凍庫に保存するのは極力避けて対応していく、そんなことを今検討しているところでございます。

○面田委員 屋上にある受水器には電気で上げているのですよね。

○委員長 施設課長。

○施設課長 はい。電気で、ポンプで、下の受水槽から上の高架水槽に水を送っております。

○面田委員 その辺は、では……。

○教育次長 空っぽになったら水道は使えません。

○学務課長 計画停電がきちんと予定されましたならば、例えば水筒持参で来ていただくとかいうことで、飲み水の確保はきちんとした上で、できるだけ通常どおり学校は実施したいと考えているところでございます。

○面田委員 そうですね。できるだけ通常どおりということで。わかりました。ご苦労をかけますが、お願いいたします。

○委員長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 それでは、終了前に、このたび人事異動で退職、あるいは異動なされました吉田さんと木佐森さん、いろいろとお世話になりました。ありがとうございました。今後のご活躍を期待しております。

ここで、お2人の方に一言ずつごあいさつをお願いいたします。

○教育振興担当部長 先ほど教育委員会が始まる前に、区長から退職の発令を受けました。私、昭和49年に葛飾区採用になりまして、都合37年間勤めてまいりました。この最後の2年間、教育委員会の教育振興担当部長という役職を務めさせていただきました。そしてまた、教育委員さんの皆様方には大変お力添えをいただきまして、私の管理職の中でも大変充実した2年間だったかなというふうに思っております。引き続き再任用で残りますので、また何かあったら引き続きよろしくお願ひしたいかと思ひます。ありがとうございました(拍手)。

○委員長 ご苦労さまでした。

では、木佐森さん、お願ひいたします。

○教育計画推進担当課長 3年間どうもありがとうございました。私、教育委員会では、ビジョンの改定に始まって、それから学校改築、小中一貫と、区で初めての事業を担当させていただいたところでございます。3年間仕事をする中で、学校を中心とした教育活動に地域の皆さんが常に関心を持ち、子どもたちが夢や希望を持って大きく成長してほしいと願ひながら、さまざまな形で教育活動にご協力いただいているということ、恥ずかしながら教育委員会に来て、知った次第でござひます。自分を振り返ってみますと、子どもはもう大きく成長しましたけれども、自分の子どもの成長には関心を抱いていたのですが、学校活動ですとか、ほかの地域の子どもたちの活動・成長などというのはそれほど気にしないで過ごしてきたところでござひますけれども、これからはこの教育委員会での経験を生かしながら、何らかの形で地域ともかかわっていけたらなと思ひているところでござひます。どうもありがとうございました(拍手)。

○委員長 それでは、これをもちまして、第4回臨時会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 11時50分